

# 三原市大和人権文化センターだより

## 「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」制定記念講演会

とき 10月29日(日) 14時～15時20分(開場13時30分)

ところ 本郷生涯学習センター にいたかホール

演題 「子どもの権利ときっと幸せになる子育て」

講師 てい先生(保育士・育児アドバイザー)

定員 450人(申込必要・入場無料)

対象 三原市民、市内に通勤・通学している人

申込 10月13日(金)まで(必着)

申込専用フォーム(二次元コード)またはハガキに①名前②郵便番号③住所④電話番号

⑤参加希望人数(5人まで)を記入し、人権推進課へ郵送ください。

※申込多数の場合は抽選となります。当選者には入場券を送ります。

※託児希望の場合は、子どもの名前・年齢を併せて記入し、「託児希望」と朱書き

(定員10名・4か月から未就学児 申込多数の場合は抽選)

詳しくは、人権推進課(〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel. 0848-67-6044)へ



てい先生



申込専用フォーム  
(二次元コード)

## 「みんなで考える人権講座」を開催しました

大和人権文化センター 8月31日

10月1日施行の「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」について、その目的、基本理念の実現の取り組みについて、人権啓発指導員別所邦彦さんに講演いただきました。



「個人の尊重、差別のない誰もが真に大切にされるまち」の実現におけ、人権に向き合うお話をしていただきました。

### 参加者の声

- ・個人で人権の学習を日々していくことは難しく、このような機会があってありがたい。
- ・参加して人権の大切さが再度確認できました。将来に向かってもっともっと勉強したい。
- ・今日は人権を考えるチャンスをいただきよかったです。

## 「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。  
制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元コード

### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

とき 10月20日(金) 9:00～12:00  
ところ 大和人権文化センター 会議室  
相談内容 くらしの相談・人権相談  
相談員2名で対応します。次回は、11月17日(金)の予定

電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター(電話 0847-33-1308)

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。  
気軽にお越しください(電話も可)

とき 10:00～16:00(土・日・祝日は除く)  
ところ 三原市大和人権文化センター  
電話 0847-33-1308



# 人権のひろば



## まな 学ぼう！ エスディー・ーズ SDGs (持続可能な開発目標) (14)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。



### 【目標13. 気候変動に具体的な対策を】

気候変動から地球を守るために、今すぐことを起こすことを掲げた目標です。地球温暖化の進行により、熱波や干ばつ、集中豪雨、大型台風など、世界中でさまざまな自然災害があらゆる場所で発生しています。その影響は、農業や水産業、エネルギーなどあらゆる分野に及び、私たちの暮らしに深刻な被害をもたらしています。地球温暖化は、私たち人間が経済活動の中で出す二酸化炭素が主な原因です。今後も気温は、さらに上昇することが予想されています。二酸化炭素排出量を減らし、温暖化にストップをかけるよう世界中が協力して対策を講じなければなりません。

大幅な温室効果ガスの削減は簡単なことではありません。しかし、私たちの地球を住みやすくするのも私たち一人ひとりの行動次第です。電気をこまめに消してムダな電気を使わないこと、大量消費をやめて「3R」を心がけることも一つです。

- 【3R】R(リデュース) 物を大切に使い、ゴミを減らすこと。
- R(リユース) 使えるものは繰り返し使うこと。
- R(リサイクル) ごみを資源として再び利用すること。



(出典:Edu Town SDDs 「わたしたちがつくる未来」)

## ★きょうは何の日? 10月 人権カレンダー

### 10月1日 法の日

「法の日」は、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように、裁判所、警察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35(1960)年、政府によって「国民をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。基本的人権はとても大切な権利なので、日本国憲法の3原則の一つとされています。

【3原則】基本的人権の尊重(人が生まれながらに持つ権利を尊重すること)

国民主権(国民が国の政治を決定する権利をもつこと)

平和主義(戦争放棄し、世界平和を願うこと)